

一般財団法人木更津市水道サービスセンター一定款

(平成29年5月29日 評議員会議決)

(平成31年3月26日 評議員会議決)

(令和元年9月30日 評議員会議決)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人木更津市水道サービスセンターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県木更津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、かずさ水道広域連合企業団の合理的な運営に協力し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 非常用飲料水配布事業
- (2) 配水管及びその付属設備の修繕事業
- (3) 消火栓補修事業
- (4) 夜間待機等の事業
- (5) 給水装置の修繕事業
- (6) 水道メーターの取替事業
- (7) 貯水槽の維持管理事業
- (8) 水道メーターの検針事業
- (9) 管工事の設計、施工及び請負事業
- (10) 土木工事の設計、施工及び請負事業
- (11) 舗装工事の設計、施工及び請負事業
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに、

理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に、評議員4名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員に対して、日額10,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選出する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) 他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を越えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務局

(事務局)

第32条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第34条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配の制限)

第35条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する剰余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告方法)

第37条 この法人の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表については、

法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。

第11章 補 則

(委 任)

第38条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、泉水 幹男とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、議決の日から施行する。

一般財団法人木更津市水道サービスセンター

評議員名簿

令和7年7月1日現在

役職名	氏名	選出団体等
評議員	田丸 功	学識経験者
評議員	鶴岡 慎一郎	木更津市管工事業協同組合副理事長
評議員	小倉 孝雄	前木更津市管工事業協同組合監事
評議員	時田 啓美	公益社団法人木更津市シルバー人材センター常務
評議員	鎌田 哲也	木更津市社会福祉協議会常務
評議員	平野 和之	かずさ水道広域連合企業団総務課班長

役員名簿

令和7年7月1日現在

役職名	氏名	選出団体等
理事長	和田 啓	木更津市管工事業協同組合理事長
理事	桜井 伸治	木更津市管工事業協同組合理事
理事	藤村 浩隆	木更津市水道サービスセンター常務
理事	鈴木 光教	かずさ水道広域連合企業団総務課長
理事	中村 忠男	かずさ水道広域連合企業団工務課長
理事	山内 義実	東京ガス㈱千葉支社副支社長
理事	佐伯 浩一	木更津商工会議所専務
監事	金綱 房雄	学識経験者
監事	松井 晋	木更津市会計管理者

令和6年度一般財団法人木更津市水道サービスセンター事業状況報告書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

1. 事業報告

(1) 総括事項

当水道サービスセンターは、昭和49年木更津市と木更津市管工事業協同組合が共同の寄附行為で設立したいわゆる第三セクターの公益法人として、木更津市水道事業の運営を補完し、多様化する水道行政に適切に対処するとともに、需要者の利便とサービスの向上に努めてまいりました。

平成24年4月1日付で一般財団法人へ移行し、現在公益目的支出計画を実施中であります。

令和6年度の事業については、事業収入の確保と経費の節減を進めたところ、当期の正味財産は増加しました。

今後とも、なお一層業務の合理化・効率化を推進し、収益の確保を図り、経営の健全化と市民サービスの向上に努めてまいります。

(2) 事業報告

1) 公益目的支出計画実施事業

- ア. 非常用保存飲料水1,500ケースを木更津市等に寄附しました。
- イ. 節水PRとして、漏水修理時等に圧縮タオル等を310個配布しました。
- ウ. かずさ水道広域連合企業団に特定寄附を行いました。

2) その他の実施事業

かずさ水道広域連合企業団等から次の業務を受託し、実施しました。

ア. 配水管修繕工事

計画875件のところ、実績1,128件で253件の増でした。

イ. 水道メーター交換業務

計画14,500個のところ、実績14,550個で50個の増でした。

ウ. 配水管漏水付帯舗装工事

計画2,000m²のところ、実績1,804.9m²で195.1m²の減でした。

エ. 検針業務

計画458,910件のところ、実績455,775件で3,135件の減でした。

オ. その他受託業務

漏水待機業務、夜間・休日受付業務及び他企業立会業務の受託事業を計画どおり実施しました。

カ. 消火栓補修工事

計画1件のところ、実績0件でありませんでした。

3) 自主事業

自主事業として、次の事業を実施しました。

ア. 配水管事故漏水修繕工事

計画43件のところ、実績76件で33件の増でした。

イ. 給水装置修繕工事

計画140件のところ、実績84件で56件の減でした。

ウ. 不断水穿孔機取扱業務

計画20件のところ、実績24件で4件の増でした。

エ. 受水槽保守管理業務

計画1件のところ、実績0件でありませんでした。

オ. 創立50周年記念事業

創立50周年にあたり、記念誌の発刊と記念式典を挙行しました。

2. 庶務報告

(1) 評議員会に関する事項

種 別	開催年月日	議 案 番 号	件 名	結 果
臨 時 評議員会	6年5月30日	報告第1号	令和5年度事業報告について	原案可決
		議案第1号	令和5年度決算の承認について	
定 時 評議員会	6年6月18日	議案第1号	理事の選任について	原案可決
		議案第2号	評議員の選任について	原案可決
		議案第3号	監事の選任について	原案可決

(2) 理事会に関する事項

回 数	開催年月日	議 案 番 号	件 名	結 果
1	6年5月23日	報告第1号	理事長の職務執行状況の報告について	原案可決
		議案第1号	令和5年度事業報告の承認について	
		議案第2号	令和5年度決算の承認について	
		議案第3号	評議員会への評議員候補者の推薦について	
		議案第4号	評議員会への理事候補者の推薦について	
		議案第5号	評議員会への監事候補者の推薦について	
		議案第6号	臨時評議員会招集及び提出議案について	
2	6年6月18日	議案第1号	理事長（代表理事）の選定について	原案可決
		議案第2号	常務理事及び業務執行理事の選定について	原案可決
3	6年12月17日	報告第1号	理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について	
4	7年3月25日	議案第1号	職員就業規程の一部を改正する規程の制定について	原案可決
		議案第2号	職員給与規程の一部を改正する規程の制定について	原案可決
		議案第3号	再雇用職員就業規程の一部を改正する規程の制定について	原案可決
		議案第4号	令和7年度事業計画及び正味財産増減予算案について	原案可決

(3) 監査に関する事項

開催年月日	監 査 事 項
令和6年5月14日	令和5年度事業報告及び決算について 財産の状況及び業務執行状況について

(3) 人事に関する事項（令和7年3月31日現在）

(ア) 評議員一覧

役職名	氏名	選出区分	備考
評議員	田丸 功	学識経験者	令和6年6月18日 重任
評議員	鶴岡 慎一郎	木更津市管工事業協同組合副理事長	令和6年6月18日 重任
評議員	小倉 孝雄	木更津市管工事業協同組合監事	令和6年6月18日 重任
評議員	時田 啓美	公益社団法人木更津市シルバー人材センター常務理事	令和6年6月18日 重任
評議員	鎌田 哲也	木更津市社会福祉協議会常務理事	令和6年6月18日 重任
評議員	平野 和之	かずさ水道広域連合企業団総務課班長	令和6年6月18日 重任

(イ) 役員一覧

役職名	氏名	選出区分	備考
理事長	和田 啓	木更津市管工事業協同組合理事長	令和6年6月18日 重任
理事	桜井 伸治	木更津市管工事業協同組合理事	令和6年6月18日 重任
理事	藤村 浩隆	木更津市水道サービスセンター常務理事	令和6年6月18日 重任
理事	鈴木 光教	かずさ水道広域連合企業団総務課長	令和6年6月18日 重任
理事	中村 忠男	かずさ水道広域連合企業団工務課長	令和6年6月18日 重任
理事	山内 義実	東京ガス㈱千葉支社副支社長	令和6年6月18日 重任
理事	佐伯 浩一	木更津商工会議所専務理事	令和6年6月18日 重任
監事	金綱 房雄	学識経験者	令和6年6月18日 重任
監事	松井 晋	木更津市会計管理者	令和6年6月18日 重任
理事	永野 昭	前木更津商工会議所専務理事	令和6年6月18日 任期満了

(ウ) 職員の構成

性別	期首			期中の増減			期末			備考
	管理課	工事課	合計	増	減	管理課	工事課	合計		
男	5人	12人	17人	1人		5人	13人	18人		臨時職員2人
女	1人		1人	1人		2人		2人		再雇用職員1人
計	6人	12人	18人	2人		7人	13人	20人		検針員26人

(4) 契約に関する事項（主なもの）

契約年月日	契約の内容	契約の相手方
令和6年4月1日	業務委託契約（夜間、休日受付業務受託）	広域連合企業長
令和6年4月1日	業務委託契約（給配水管等緊急修繕業務受託）	広域連合企業長
令和6年4月1日	業務委託契約（丙止水栓設置業務受託）	広域連合企業長
令和6年4月1日	業務委託契約（水道メーター交換業務受託）	広域連合企業長
令和6年4月1日	業務委託契約（漏水待機業務受託）	広域連合企業長
令和6年4月1日	業務委託契約（水道メーター検針業務受託）	ヴェオリア・ジェネット(株)
令和6年4月1日	業務委託契約（井戸水等量水器検針業務受託）	木更津市長
令和6年11月29日	業務委託契約（非常用飲料水アルミボトル缶製造）	エスエスケイフーズ(株)

(5) その他の事項

- (ア) 令和6年6月19日 公益目的支出計画実施報告書等提出（千葉県知事）
- (イ) 令和6年6月20日 一般財団法人変更登記申請 評議員、理事及び監事変更（法務局）
- (ウ) 令和6年8月20日 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書提出（かずさ水道広域連合企業団）
- (エ) 令和6年11月21日 特定寄附実施（かずさ水道広域連合企業団）
- (オ) 令和7年2月6日 非常用飲料水寄附実施（木更津市）

附属明細書

令和6年度事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

正味財産増減計算書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

単位：円

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	85	85	0
基本財産運用収益	85	85	0
事業収益	332, 863, 533	289, 465, 566	43, 397, 967
配水管事業収益	179, 459, 869	157, 737, 804	21, 722, 065
配水管修繕工事収入	157, 254, 349	136, 277, 525	20, 976, 824
その他受託業務収入	21, 190, 192	21, 063, 308	126, 884
不斷水穿孔機取扱業務収入	1, 015, 328	396, 971	618, 357
給水管事業収益	68, 095, 501	48, 769, 005	19, 326, 496
給水装置修繕工事収益	1, 049, 751	1, 809, 405	△ 759, 654
量水器交換業務収入	67, 045, 750	46, 959, 600	20, 086, 150
舗装事業収益	29, 680, 213	26, 094, 025	3, 586, 188
配水管付帯舗装工事収入	29, 680, 213	26, 094, 025	3, 586, 188
検針事業収益	55, 627, 950	56, 864, 732	△ 1, 236, 782
検針業務収益	55, 627, 950	56, 864, 732	△ 1, 236, 782
雑収益	1, 851, 593	5, 256, 754	△ 3, 405, 161
受取利息	48, 479	2, 555	45, 924
雑収入	1, 803, 114	5, 254, 199	△ 3, 451, 085
経常収益計	334, 715, 211	294, 722, 405	39, 992, 806
(2) 経常費用			
事業費	241, 420, 825	221, 050, 653	20, 370, 172
給料手当	87, 835, 432	81, 187, 192	6, 648, 240
法定福利費	15, 474, 088	13, 676, 835	1, 797, 253
福利厚生費	2, 393, 945	2, 082, 571	311, 374
被服費	502, 481	527, 238	△ 24, 757
消耗機材費	3, 862, 483	1, 678, 659	2, 183, 824
減価償却費	790, 077	412, 118	377, 959
材料費	22, 298, 639	18, 243, 983	4, 054, 656
消耗品費	175, 000	720, 000	△ 545, 000
修繕費	1, 965, 156	818, 600	1, 146, 556
印刷製本費	96, 100	94, 550	1, 550
借料・損料	1, 223, 308	1, 331, 140	△ 107, 832
燃料費	1, 897, 748	1, 649, 690	248, 058
保険料	2, 216, 480	1, 759, 410	457, 070
手数料	809, 100	908, 637	△ 99, 537
工事請負費	38, 040, 604	35, 429, 585	2, 611, 019
委託料	45, 439, 844	44, 133, 505	1, 306, 339
非常用保存飲料水製造費	3, 160, 440	3, 160, 440	0
支払寄附金	13, 000, 000	13, 000, 000	0
租税公課	239, 900	236, 500	3, 400

単位：円

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
管理費	51, 183, 001	47, 900, 875	3, 282, 126
役員報酬	3, 422, 400	240, 000	3, 182, 400
給料手当	17, 316, 389	19, 182, 121	△ 1, 865, 732
法定福利費	3, 790, 493	3, 397, 220	393, 273
退職給付費用	10, 019, 407	16, 079, 502	△ 6, 060, 095
福利厚生費	539, 009	820, 183	△ 281, 174
会議費	14, 920	12, 388	2, 532
被服費	52, 800	15, 274	37, 526
交際費	8, 184	0	8, 184
旅費交通費	17, 512	16, 980	532
通信運搬費	631, 197	520, 339	110, 858
教育研究費	587, 525	638, 589	△ 51, 064
消耗品費	798, 830	718, 815	80, 015
光熱水費	254, 190	236, 553	17, 637
修繕費	0	105, 705	△ 105, 705
賃借料	2, 070, 071	2, 276, 469	△ 206, 398
印刷製本費	29, 600	151, 600	△ 122, 000
燃料費	25, 704	34, 832	△ 9, 128
保険料	1, 164, 880	1, 179, 165	△ 14, 285
手数料	91, 900	111, 400	△ 19, 500
租税公課	8, 926, 970	299, 500	8, 627, 470
雑費	1, 020, 143	1, 864, 240	△ 844, 097
創立五十周年事業費	400, 877	0	400, 877
経常費用計	292, 603, 826	268, 951, 528	23, 652, 298
評価損益等調整前当期経常増減額	42, 111, 385	25, 770, 877	16, 340, 508
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	42, 111, 385	25, 770, 877	16, 340, 508
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	249, 999		249, 999
工器具備品売却益	249, 999		249, 999
経常外収益計	249, 999	0	249, 999
(2) 経常外費用			0
経常外費用計		282, 444	△ 282, 444
当期経常外増減額	249, 999	△ 282, 444	532, 443
当期一般正味財産増減額	42, 361, 384	25, 488, 433	16, 872, 951

正味財産増減計算書内訳表

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

単位：円

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	0	85	85	85
基本財産運用収益	0	85	85	85
事業収益	332, 863, 533			332, 863, 533
配水管事業収益	179, 459, 869			179, 459, 869
配水管修繕工事収入	157, 254, 349			157, 254, 349
その他受託業務収入	21, 190, 192			21, 190, 192
不断水穿孔機取扱業務収入	1, 015, 328			1, 015, 328
給水管事業収益	68, 095, 501			68, 095, 501
給水装置修繕工事収益	1, 049, 751			1, 049, 751
量水器交換業務収入	67, 045, 750			67, 045, 750
舗装事業収益	29, 680, 213			29, 680, 213
配水管付帯舗装工事収入	29, 680, 213			29, 680, 213
検針事業収益	55, 627, 950			55, 627, 950
検針業務収益	55, 627, 950			55, 627, 950
雑収益		1, 851, 593		1, 851, 593
受取利息		48, 479		48, 479
雑収入		1, 803, 114		1, 803, 114
経常収益計	0	332, 863, 533	1, 851, 678	334, 715, 211
(2) 経常費用				
事業費	16, 678, 485	224, 742, 340		241, 420, 825
給料手当	24, 495	87, 810, 937		87, 835, 432
法定福利費	0	15, 474, 088		15, 474, 088
福利厚生費	0	2, 393, 945		2, 393, 945
被服費	0	502, 481		502, 481
消耗機材費	0	3, 862, 783		3, 862, 783
減価償却費	0	790, 077		790, 077
材料費	0	22, 298, 639		22, 298, 639
消耗品費	0	175, 000		175, 000
修繕費	0	1, 965, 156		1, 965, 156
印刷製本費	96, 100	0		96, 100
借料・損料	397, 450	825, 858		1, 223, 308
燃料費	0	1, 897, 748		1, 897, 748
保険料	0	2, 216, 480		2, 216, 480
手数料	0	809, 100		809, 100
工事請負費	0	38, 040, 604		38, 040, 604
委託料	0	45, 439, 844		45, 439, 844
非常用保存飲料水製造費	3, 160, 440	0		3, 160, 440
支払寄附金	13, 000, 000	0		13, 000, 000
租税公課	0	239, 900		239, 900

正味財産増減計算書内訳表

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

単位：円

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
管理費			51, 183, 001	51, 183, 001
役員報酬			3, 422, 400	3, 422, 400
給料手当			17, 316, 389	17, 316, 389
法定福利費			3, 790, 493	3, 790, 493
退職給付費用			10, 019, 407	10, 019, 407
福利厚生費			539, 009	539, 009
会議費			14, 920	14, 920
被服費			52, 800	52, 800
交際費			8, 184	8, 184
旅費交通費			17, 512	17, 512
通信運搬費			631, 197	631, 197
教育研究費			587, 525	587, 525
消耗品費			798, 830	798, 830
光热水費			254, 190	254, 190
修繕費			0	0
賃借料			2, 070, 071	2, 070, 071
印刷製本費			29, 600	29, 600
燃料費			25, 704	25, 704
保険料			1, 164, 880	1, 164, 880
手数料			91, 900	91, 900
租税公課			8, 926, 970	8, 926, 970
雑費			1, 020, 143	1, 020, 143
創立五十周年事業費			400, 877	400, 877
経常費用計	16, 678, 485	224, 742, 340	51, 183, 001	292, 603, 826
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 16, 678, 485	108, 121, 193	△ 49, 331, 323	42, 111, 385
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 16, 678, 485	108, 121, 193	△ 49, 331, 323	42, 111, 385
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益		249, 999		249, 999
工具備品売却益		249, 999		249, 999
経常外収益計	0	249, 999	0	249, 999
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0		0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 16, 678, 485	108, 371, 192	△ 49, 331, 323	42, 361, 384

貸借対照表

令和 7年 3月31日現在

単位：円

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現預金	181,779,181	154,743,522	27,035,659
営業未収金	52,344,362	32,473,101	19,871,261
未収金	6,524,582	4,633,800	1,890,782
出資金	30,000	30,000	0
材料	5,551,052	3,652,580	1,898,472
丙止水栓	942,350	862,200	80,150
仮払金	285,600	98,610	186,990
仮払消費税等	0	0	0
流動資産合計	247,457,127	196,493,813	50,963,314
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	6,956,882	6,956,882	0
減価償却引当資産	35,641,027	37,429,980	△ 1,788,953
特定資産合計	42,597,909	44,386,862	△ 1,788,953
(3) その他の固定資産			
車両運搬具	955,314	595,951	359,363
工器具備品	3,221,367	18	3,221,349
前払保険料	53,651,792	48,872,044	4,779,748
電話加入権	109,860	109,860	0
その他固定資産合計	57,938,333	49,577,873	8,360,460
固定資産合計	105,536,242	98,964,735	6,571,507
資産合計	352,993,369	295,458,548	57,534,821
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	21,360,900	8,576,735	12,784,165
未払費用	12,378,205	9,372,928	3,005,277
預り金	1,588,001	2,204,006	△ 616,005
仮受消費税等	0	0	0
流動負債合計	35,327,106	20,153,669	15,173,437
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	35,327,106	20,153,669	15,173,437
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	5,000,000	5,000,000	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産	312,666,263	270,304,879	42,361,384
正味財産合計	317,666,263	275,304,879	42,361,384
負債及び正味財産合計	352,993,369	295,458,548	57,534,821

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施している。

(2)消費税の会計処理は、税抜法によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	6,956,882	0	0	6,956,882
減価償却引当資産	37,494,632	0	1,853,605	35,641,027
小 計	44,451,514	0	1,853,605	42,597,909
合 計	49,451,514	0	1,853,605	47,597,909

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産から の充当額)	(うち一般正味財産から の充当額)	(うち負債に対応する する額)
基本財産				
定期預金	5,000,000	(5,000,000)	(0)	-
小 計	5,000,000	(5,000,000)	0	
特定資産				
退職給付引当資産	6,956,882	(0)	-	(0)
減価償却引当資産	35,641,027	(0)	(35,641,027)	(0)
小 計	42,597,909	(0)	(0)	
合 計	47,597,909	(5,000,000)	(35,641,027)	(0)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	19,745,202	18,789,888	955,314
工器具備品	20,251,537	17,030,170	3,221,367
合 計	39,996,739	35,820,058	4,176,681

5. 実施事業資産

該当なし。

附 屬 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表の注記に記載しているため、内容の記載を省略している。

2. 引当金の明細

なし